

運 営 規 程

朋第 2 日中一時事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 訪問の家が開設する「朋第 2」日中一時支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 77 条及び横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成 18 年 9 月横浜市規則第 129 号。以下「規則」という。）に基づく日中一時支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な日中一時支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴わない短期間の施設利用が必要な利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前 3 項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 朋第 2
- 2 所在地 神奈川県横浜市栄区柏陽 3 - 1 8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。
サービス管理責任者		1			利用者の心身の状況などの把握、従業者に対する技術指導又は助言等を行なう。
看護職員		1			利用者の健康管理等看護業務を行う
生活支援員		7		5	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行なう。

(日中一時支援事業の種類)

第5条 事業所は、「併設事業所」として日中一時支援を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を知的障害者、身体障害者、精神障害者とする。

(日中一時支援の定員)

第7条 事業所の日中一時支援の定員は8人とする。

- 2 事業所は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、日中一時支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、日中一時支援を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、規則に基づき、支給決定を受けた支給決定障害者等から横浜市障害者日中一時支援事業実施要綱で定める地域生活支援サービス費の受領についての委任を受け、横浜市から利用料（利用者負担額を除いた額）の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領を行わない日中一時支援を提供した際は、第一項に掲げる利用者負担額のほか、利用者からこれに係るサービス費用の額の支払を受けるものとする。
- 4 事業所は、前3項の支払を受ける額のほか、日中一時支援において提供される便宜に供する費用のうち、食費、居室を利用する場合の光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については別表に定める。
- 5 事業所は、前4項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 事業所は、第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

鶴見区 磯子区 港南区 金沢区 戸塚区 栄区 泉区 瀬谷区 旭区 保土ヶ谷区 緑区
港北区 都筑区 青葉区 西区 南区 神奈川区 中区

但し、気象状況及び送迎車の健康上の理由等により、送迎を中止することがある。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(衛生管理・感染防止等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時における対応)

第13条 事業所の従業員は、日中一時支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防設備その他の非常災害に対して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他の必要な訓練を行なう。

(苦情解決)

第15条 事業所は、提供した日中一時支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した日中一時支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の禁止)

第 17 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況並びに止むを得ない理由・態様・その他必要な事項を記載し、利用者等から了承を得るものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底すること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日

から5年間保存しなければならない。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は訪問の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月1日から施行する。

